

## ⑥子どもの健康・安全と教育環境の充実

### 1) 子どもの健康・安全

#### <政策目的>

- 健康診断については、子どもの人権・プライバシーを尊重するとともに、子どもの実態に即したものとなるようにする。
- 子どもの健康・安全のために放射線対策を行う。
- 安全で安心できる学校給食を提供できるよう体制づくりをすすめる。
- 学校・通学路の子どもの安全を確保する。

#### <具体策>

- ・小児生活習慣病検診・ピロリ菌検査など、学校保健安全法にない検診・検査等を行わないこと。
- ・運動器検診については、学校現場の実態に即し、子どもにとって過剰な検診・医療とならないようにすること。
- ・健康診断結果は個人情報であることから、研究を目的としたデータ収集に使わないこと。
- ・遺伝子検査である色覚検査については、専門医が行うこと。
- ・予防接種については、子どもの安全を第一に個別接種とすること。HPVワクチンについては、子ども・保護者への十分な情報提供、定期接種のあり方の検討、接種後の健康被害への対応や救済措置等を行うこと。
- ・「安全性・有効性・必要性」の観点から集団フッ素洗口を行わないこと。
- ・子どもへの年間放射線量を1mSv以下とすること。また、放射性物質の子どもへの影響について、健康調査や健康相談等の対策を充実するとともに、早期発見・早期治療等の医療体制づくりを行うこと。国の責任において、学校、通学路、周辺地域の放射線量の測定と低域の対策を行うこと。
- ・学校給食における「食物アレルギー対応」については、各教育委員会の責任で対応マニュアルを作成し学校全体でとりくめる体制の整備、人的配置の拡充と施設設備の改善を行うこと。また、アレルギー疾患を持つ子どもが安全な学校生活を送れるよう条件整備をはかるとともに、アレルギー検査・学校生活管理指導表提出にかかわる経済的支援をはかること。
- ・学校給食は原則自校調理とすること。また、民間委託によって学校給食の質の低下を招かないよう、85年の合理化通知の見直しを行うこと。安全衛生面で課題がある民間資金活用事業や事前調理方式の見直しを行うこと。
- ・学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準を遵守するために必要な予算措置を行うこと。
- ・学校給食における地産地消をすすめるために、各教育委員会は、首長部局とともに、地域、生産者、保護者と連携強化を積極的にはかること。
- ・食品偽装や農薬物混入事件に学び、原材料の生産履歴、食

品の選定、検収、検査などについては、法令等で定められた基準を遵守するとともに、そのために必要な施設設備・人的配置を拡充すること。

- ・食材および調理後の放射性物質検査を確実に実施できるよう施設整備、人的配置を拡充するとともに、情報を公開すること。
- ・安全・防犯対策の確立にむけた、総合的な施策を構築するための予算措置をすること。学校の安全管理体制の確立と安全対策のために、学校現業職員の配置を促進すること。
- ・通学路の安全整備を行うこと。また、交通量の多い地域については、歩車分離信号にするなど条件整備を行うこと。
- ・大規模災害等、教育上特別な配慮が必要な場合、通常の教職員定数とは別に、継続的に必要な教職員が加算できるよう標準定数法に明記すること。
- ・災害時における児童・生徒の転出手続き等について、弾力的運用を行うこと。
- ・福祉・医療機関等の関係機関と連携をすすめるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの予算措置を拡充すること。

### 2) 教育環境の充実

#### <政策目的>

- 豊かな教育環境実現のために教職員定数の改善をはかる。
- 安心、安全な学校施設の整備・拡充をはかる。

#### <具体策>

- ・小学校から高校までの30人以下学級の実現をはかること。当面、基礎定数による小学校2年生以上の35人以下学級を早期に実現すること。
- ・次期学習指導要領の実施に対応した専科教諭等の拡大と持ち時数の軽減をはかること。
- ・特別支援学校・学級の編制基準を引き下げるとともに、障害のある子どもに対応した教職員配置をすすめること。
- ・飛び複式学級を廃止する等、複式学級の編制基準を改善すること。また、自治体判断で1学級に編制しない場合でも国庫負担を行うこと。
- ・総合学科、単位制、多部制、多様な生徒の実態に対応するために設置された「新しいタイプの高校」に関して、教職員の加配措置を行うこと。
- ・現業職員を標準定数法に位置づけること。
- ・養護教員、事務職員、栄養教職員の全校配置と複数配置の拡充をはかること。
- ・共同学校事務室への加配を充実すること。
- ・学校図書館法改正の趣旨をふまえ、学校司書の全校配置をすすめること。
- ・国の定数加配については、弾力的な配置ができるようにすること。
- ・部活動指導員の配置拡充にむけて、財政措置を行うこと。